

近世朝鮮社会の4つの特徴に関する付加的考察

Some Additional Discussions for Four Characteristics of Premodern Korea Found in Hendrick Hamel's Document

環太平洋大学名誉教授

小川 隆章

OGAWA, Takaaki

Emeritus Professor

International Pacific University

要旨：前稿において、17世紀に朝鮮に漂着して13年間抑留されたオランダ人・H・ハメルの記した『朝鮮幽囚記』に見いだされる近世朝鮮社会の4つの特徴について、多くの文献を通覧して確認を行った。本稿では前稿で確認した4つの特徴について、付加的な考察を行った。

1：刑罰・司法の特徴　当時の朝鮮では同じ時期の日本と異なり、身分の上下にかかわらず、被疑者への取り調べに拷問が多用され、証人に対しても拷問が行われていた。そのため、冤罪の犠牲者が多く発生していた。

2：奴隷の人数の多さ　朝鮮の支配者層である両班は労働を蔑視して官職以外の仕事（農業・商業・工業等）の仕事に従事することをタブー視していた。そのため彼らの手足となって仕事をする奴隷（奴婢）の労働に依存していたため、各官庁と両班が所有する大量の奴隷の使役が長期間継続されたものとみられる。

3：官吏の不正　朝鮮が欧米諸国に開国して各国の外交官・宣教師・教師や記者が滞在記を書き残した。たいていの記録に、朝鮮の役人が不正を行う、科挙の試験もコネと金銭でまき、住民の中に生活の余裕ができたような者を見つけると金を貸すよう求められる、これを拒めば投獄され、毎日鞭打たれ、本人または親族が要求額を出すまで釈放されない、出した金は返金されることはない、そのため平民は家族をギリギリ養えるだけの稼ぎだけをおこない、一見すると怠け者に見える、と記述した。国民の貧しさと国家財政の貧弱さもこのような官吏の不正の蔓延から来ていたと思われる。

4：嘘が多い　ハメルの手記の「朝鮮人は嘘をつき、人をだますことを恥ずかしいと思わず、手柄のように思う」との記述は現代人によく知られている。独立運動家の安昌浩も民族改造論において嘘をつくのをやめるよう同胞に呼びかけている。法廷における偽証・誣告が日本の何百倍も発生しているとの統計を新聞が紹介している。歴史記述について検証もなく虚偽の記述を書いて教育していることが反日感情の大本になっていることを一部の韓国人歴史家たちが指摘している。

Abstract： We already found four characteristics of premodern Korea in Hendrick Hamel's document. In this paper we made some additional discussions for these characteristics.

1. Judicial system and punishment. In premodern Korea both persons suspected and related witnesses were restricted in detention rooms. And they were put in cruel torture. Therefore many persons were falsely accused and punished cruelly.

2. A number of slaves were used in history of Korea. Because of special idea of labor in Korean traditional Confucian ideology Korean yangban (higher class people) needed to have slaves.

3. Western writers always wrote that Korean common people's life was poor and miserable by government officials' compression and extortion.

4. Hamel wrote that Korean people frequently lied each other. Modern newspapers report that Koreans frequently lie. Some Korean historians object that untrue contents of history textbooks have taught excessive anti-Japanese feeling.

キーワード：朝鮮王朝, 日韓比較, 刑罰, 奴隷, 不正, 嘘, ヘンドリック・ハメル

Keywords : premodern Korea, judicial system, corruption, lie, slave, Hendrick Hamel

筆者は本誌15号掲載の「H・ハメル『朝鮮幽囚記』に見られる朝鮮社会の四つの特徴」において、ハメルの報告の中に四つの重要な近世朝鮮社会の特徴を見出し、朝鮮史の中でそれを裏付ける資料を検討し確認した。四つの特徴とは、特有の刑罰、大掛かりな奴隷の使役、官吏の不正・腐敗、そして嘘の横行、であった。本稿ではこれら近世朝鮮社会の四つの特徴について、補足的な資料を検討するとともに、その意味を考察したい。

1：朝鮮時代の司法制度・刑罰の特徴について

ロシア人・イタリア人・ポーランド人の記録に見られる刑罰と司法制度に関する記述を参照してみたい。ロシア帝国の参謀本部中佐アリフタンは1895～96年にかけて朝鮮を偵察した報告に

「朝鮮における裁判制度の実態は極めてお粗末である。判事たちはかなり投げやりに職務を執行し、原告の申し立てにも証人の声にも耳を傾けるすらなしに、判決を下す例も稀ではない。まず訊問を行いついで詳細な報告書を作成するのが本分である補佐役に判事は全幅の信頼を寄せている。その報告書に基づいて判事は判決を下すのである。補佐役は様々な運命を決定する影の主役であるから、自らの立場を存分に乱用し受領した報酬に合わせて審理を方向付けるのである。加うるに各判事は行政官でもある。役人、警察官、憲兵などを統括するが、これらの部下たちは、自らの上司の天性の怠惰ならびに職務に対する無関心に乗じて、彼を完璧に操り続けている。自らの個人的な目的を追求するこの側近連は相当額の報酬と引き換えに判事に対する影響力を行使して、裁判事件の風向きを変えることもあえて辞さない。もしこれに、訴訟の採決に際してはさらにさまざまな高官、あまたの親族や妾なども干渉する事実を付け加えるならば、朝鮮の司法がどれほど悲惨な状態にあるか、またそこで行われる贈収賄の規模がいかに巨大であるかは、明白となろう」と記した。

アリフタン中佐はさらに刑事事件について述べる。

「すべての供述は、朝鮮人の下で洗練された残忍さの域に達している拷問により、被告人から無理やり脅し取ったものである。一般に行われる拷問の方法は次

の通り。すなわち膝下の脚部を殴打して、骨の脱臼や変形をもたらすための板、両腕を後ろに回して結縛すること、髪の毛を縛って吊り下げること、組みひもを用いて足を挽くこと、特殊な木製の斧で被拷問人の肉部を削ぐこと、火を体に押し付けて焦させることなどである。」と述べ、下される刑罰を列挙し、最後に罰金刑では、「判事は個人的蓄財のため、これを手広く流用する」と記し、「朝鮮の監獄は、徹頭徹尾ひどいところであるから、そこにいること自体をすでに拷問と考えることができる」と簡単に述べている。

イタリア人外交官カルロス・ロゼッティ（1902年に駐在した）も「被告人にはもちろん、証人にも加えられる悪辣で残忍な拷問がまだ続いている」ことを記した（金学俊, p.368）。実のところ、西洋人からの批判を意識して朝鮮政府は1894年7月9日、拷問の乱用を禁じる法令を発表したが、まともに守られることはなかった（金学俊, p.333）のだそうだ（注1）。

ポーランドの小説家セロシェフスキ（1905）（注2）は「官吏は強盗であり、民衆は彼等の強盗に遭いながらくらさねばならない哀れな人々である。この国の法の運用は完全に正義を欠いており、金持ちは大罪を冒しても金で無罪を手に入れ、貧乏人は金がなくて、些細なことでも監獄に閉じ込められる」と記した（金学俊, p.395）。

朝鮮の刑罰は宗主国・中国の影響が強い。日本も律令時代に中国の影響を受けたが、早くそこから脱したとみられる。朝鮮王朝では身分にかかわらず拷問が広く行われ、その結果、歴史を見ると冤罪事件が多く発生しているように見える。いくつかの事例を見てみたい。1461年に発生した「南怡の獄事」を見てみよう。南怡は4代国王世宗の4女を母親として生まれ、17歳で武科に及第し、世祖王の時に李施愛の反乱の平定・北方の女真族の鎮圧に功績があり、27歳の若さで兵曹判書（防衛大臣）に任ぜられるなどの出世をした。ところが世祖の息子である睿宗はこの若い王族の青年武将を妬み嫌っていたので、南怡を兵曹判書から兼司僕将に降格した。南怡と同じく李施愛の乱に功績がありながら庶子であるがゆえに出世できず南怡を妬んでいた柳子光は南怡が謀反を企てていると訴えた。「むごたらしい拷問が始まり、たちまち脚の骨が砕けるなど満身創痍になった。自暴自棄になった南怡は酒を求

めてこれを飲み干したあと諄々と嫌疑を認めた」(李成茂, p.279)。約30人の武官が処刑されその親族が奴婢の身分に落とされた(注3)。350年後の純祖(在位1800-1834)の時になって名誉が回復された。

もうひとつ、李适の場合を見てみよう。1623年17代国王仁祖が即位して間もなく、女真族の後金の動きが活発となり、準戦時体制となり、李适は平安道の兵使と副元首に任じられ一万五千の兵を委ねられた。そんな中で、一部の者が、「李适が都から遠ざけられたことに不満を持ち謀反を企てている」と密告した。仁祖はそれを虚偽であると判断し、むしろ密告者を処刑しようとしたが、執権勢力である西人派の反対でできなかった。西人派は李适を召喚して取り調べるべきだと訴え、国王は妥協して李适でなくて、李适の息子を取り調べることにした。これを聞くと、「李适は激怒した。辺境守備に全力を注いでいる自分に謀反の濡れ衣を着せた西人派を許せなかった。李适は息子が漢城へ押送され、拷問に耐えられずに、万が一にも虚偽の自白でもしたばあい、自分も無事ではいられないという判断を下した。」(朴永圭2013,p.307)つまり、この場合は謀反をするつもりなどなかった武将を謀反へと追いやってしまったのだ。国内をまとめて女真族ヌルハチの勢力に当たらなければいけない時期に国内で分裂・抗争し、自国の力を弱めてしまったのだ。

そのほか、嫌疑を受けて取り調べにすさまじい拷問により死亡してしまうケースも目につく。冤罪によって拷問死した悲劇としては金徳齡がその一つだ。文禄・慶長の役(壬辰倭乱)に義兵将として多くの義勇兵を率いて秀吉軍と戦って功績があったが、彼の活躍を妬む者から謀反を企てていると讒訴され、連日激しい拷問を受けて血を吐いて絶命した(藤居1982,p.149,貫井1992,p.139)。のちに冤罪であったことが認められ、兵曹参議(防衛次官)の官位を追贈された。同じ時期に義兵将として一番有名な郭再祐(金奉鉉, 1995,p.155)さえも捕縛され拷問を受けて金徳齡と同じ運命になりかけた。そのためか、彼は戦後に授けられた官をいち早く辞して故郷に隠遁した。宮廷での党争に巻き込まれるのを避けたと見られている。

また、前稿の「官吏の不正」のところ而言及したように、当時の民衆は適切な司法制度によって保護されることが無かった。ギルモア(1892)の著書では「ソウルのある役人が、ソウル見物に来た田舎者夫婦を見るや、下人にその妻を攫ってこさせたが、妻を攫われたその田舎者は、悔しさを訴える人や組織がなくたださまようのみであった」というとんでもない例

を挙げている(注4)。これはたんなる例外的事件とは言えない、例えば、アンダーウッドは「官吏は権力を持たないごく普通のある者が財産を持って居ると知ると、彼らに何の罪もないにもかかわらず、不当に逮捕し、その財産を巻き上げる。それで、朝鮮人にとって、権力者に何らかの影響力を持たない限り、財産の所有は利益というよりむしろ罠であり生涯になりうる、と彼は述べている(金学俊, p.432)(注5)。このような見解の西洋人の著書を金学俊は30点ほど通覧しているが、そのほとんどを現在はインターネット上のOpen Libraryで閲覧することができる。ギルモアとアンダーウッドの著書は下のURLになっている。

George William Gilmore: *Korea from its Capital* (Philadelphia Presbyterian Board Publication and Sabbath School Works, 1892)

<https://archive.org/stream/koreafromitscap00gilmgoog?ref=ol>

Horace Grant Underwood: *The Call of Korea: Political, Social and Religious* (Freming Revell company, 1908)

<https://archive.org/stream/callofkoreapolit00unde?ref=ol>

2：奴隷制度

『世界の奴隷制の歴史』の中でパターソン(2001)は朝鮮では「東洋で最も進んだ奴隷制度を持って居た…前近代世界のどこよりも進んだ奴隷制度を持っていた」(p.275)と述べ、また「あらゆる民族、あらゆる時代の中で奴隷への経済的依存のケースとして最も際立っていたのは朝鮮であった。朝鮮では19世紀まで一千年にわたって大規模な奴隷制が存続した。隷属民の人口比率が奴隷への経済的依存がピークに達した19世紀のアメリカ南部よりも高い時期が数世紀間あった」(p.7)と記している(注6,7)。1663年といえはまさにハメルらオランダ人たちが朝鮮に抑留されていた時期だが、この年ソウル北部で人口の75%が奴隷だったことを示す資料を紹介している(p.746)。ハメルらが朝鮮にいた頃、実際にそれほど奴隷が多く、『朝鮮幽囚記』に人口の半分ほどが奴隷だと記したことが納得できる。

奴隷制(奴婢制)についても日本では律令時代に中国同様に奴婢制を持って居たが、中国より早い時代に脱したといえよう。江戸時代の日本には奴婢(奴隷)は居なかった。エタあるいは非人と呼ばれた被差別人

が居た。朝鮮にいた白丁と呼ばれる被差別人がいて、この両者は類似しているように見える（林鍾国1987, 梁永厚2004）。朝鮮の白丁は牛の屠殺と精肉が独占的に認められていたので、生活が豊かだったかもしれない。賤民扱いされたが、奴隷ではなく自由民だった。

日本では長崎の出島にオランダ商館が使役する奴隷が居た。スウェーデン人のツェンベリーはオランダ商館の医師として1755年（宝暦5年）に来日した。そのとき彼が乗ってきた船スタニフェッセ号は例年長崎へ入港する船より大型だった。乗組員およそ110人に奴隷が34人だったという（ツェンベリー, p.30）。出島での生活は商館長以下14名に奴隷が数名、と記している。彼自身はバタヴィアで奴隷を買う余裕がなかったが、彼が乗ってきた船でバタヴィアへ行く商館員が自分の奴隷を翌年戻すまで使っていていいといわれ貸してもらった。この奴隷が一時行方不明になる事件があった。後でわかったことだが、この奴隷にはバタヴィアに妻がいて、今年こそ帰国して家族と再会できるものと期待していた。ところが日本に残されてしまい不満が鬱積して、とうとう鬱病になってしまった。そして居なくなってしまったのだ。誰も事情が分からず、まず奴隷仲間に出島の中を探させたが見つけれなかった。翌日、通詞や日本人が入念に探し回った。3日目は長崎奉行の命令で通詞、上検視、下検視と大勢の従僕からなる一団が町から到着し、一層念入りな捜索が行われた。そして、日暮れ前になって、ついに古い倉庫に隠れていた奴隷を見つけ出すことができた。この奴隷は仕置きとして鞭打ちの刑を受け、鎖につながれて一件落着となったという（p.73-74）。

ツェンベリーは日本には奴隷がないので、「日本人はオランダ人の非人間的な奴隷売買や不当な奴隷の扱いを嫌い、憎悪を抱いている」と述べている（p.220）。メイエルによるとオランダの植民地インドネシアで奴隷制度が公式的に廃止されたのが1860年になっている（メイエルp.176）。出島での奴隷の使役はその頃まで続いたのだろうか。

江戸時代の「奴さん」というのは奴婢ではない。武家に奉公人として働く者の中で最も低い身分に当たり、中間や折助と呼ばれた者を蔑むとき奴（やっこ）と呼んだのだ。「家つ子」（やつこ）が語源であるとされる。この奴は農民や一般町民の次男三男が雇われてなることが多かった。武士が出かける時の荷物持ちなど、雑務をこなしていた。参勤交代の時には大勢の奴

が必要となるため、臨時で雇われるということもあったという（国史大辞典等による）。

近世の日本で奴隷にもっとも近いのは年季奉公の奉公人であったろう。幕府は人身売買を禁止していたが、年季を最長で10年に限って年季奉公の契約を認めていた。借金が返済されるまで住み込みの労働を強いられた。しかし「人間家畜」と呼ばれた（林鍾国1987,p.145-160）朝鮮の奴婢とは決定的な違いがある。

明治27年（1894年）に朝鮮に滞在し多方面の朝鮮情報を日本の新聞に伝えた本間九介は「我が国と一衣帯水を隔てる隣国で、この時代に、奴隷制度が行われているといえ、誰もがこれは真実かとおもうだろう」と驚きをもって書いて居る。「中流以上の両班はみな、下人というものを養いおいている。これはあたかも我が国の封建時代に身分の高い武士が養いおいた若党や下郎のように、自由な生活を遂げられる者ではない。恩義から君臣の関係を結んだものではない。（中略）このような下人となると、子々孫々、永久に主家の下働きを勤め犬や馬のように酷使されなくてはならない」と、日本の奉公人との違いを指摘している。

朝鮮王朝では支配階層である両班が官職に就く以外の労働を蔑視していた。姜在彦（1992,p.131）によると「彼等両班はひたすら科挙を目指して書を読み、また科挙に及第しても彼等すべてに与える官職は無かった。その上、執権党の派閥に所属しない者の仕官への道は、さらに困難であった。にもかかわらず彼等は、あらゆる貧困に耐えながらひたすら手段を尽くして官僚への夢を追い続け、農業・商業・工匠への身分的な転落をかたく拒否した。」と述べる。両班が生活のために農耕作業や物づくりや商業に手を出せば、周囲からもう両班ではない、と見なされてしまうのだ。子孫も科挙の受験資格を失うことになる。『孟子』の「心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治められる」、『論語』の「君子は器ならず」がその根拠とされる。バード（p.556）は「朝鮮の重大な宿病は五体満足な人間が自分たちより暮らし向きの良い親戚や友人にのうのうとたかっている、つまり“人の親切に付け込んでいる”その体質にある。そうすることを何ら恥とはとらえず、それを非難する世論もない」と述べた。

李朝末期に鎖国政策が終わって欧米各国の外交官がソウルに駐在するようになった頃、ある西洋人が両班たちにテニスを紹介しようとしてラケットを握った。

それを見た両班たちは、なんであんな汗をかく仕事を下人にさせないのか、と外交官の身分・素性を怪しんだという」(室谷1987)。崔基鎬(2000,p.94)によると、ソウル駐在米国公使を勤めたH.B.シルの回想録に米国公使館を訪ねたときの高宗の言葉として出ているという。また、両班は筆より重いものは持たず、転んだ時も自分で起きず、下男に引き起こさせるとか、明治時代に東京へやってきた朝鮮修信使は階段を登るときに従者に後ろから押させた、というようなエピソードを読んだことがある。現在では真偽不明だが、いかにも両班ならありそうな話に聞こえる。ともあれ、宮嶋(1995,p.120)が指摘するように「自らは肉体労働を行わなかった両班層にとって、自分の手足となる奴婢は不可欠の存在だった」ため、大規模に、遅い段階まで奴隷制が行われていたのであろう。

3：官吏の不正・腐敗

前稿で取り上げたように、欧米人による李朝末期の記録には必ずといってよほど朝鮮の役人が不正を働き、一般住民から収奪・搾取をおこなうことが記述されている(金学俊, 2014)。科挙の試験もコネと金銭できまる。住民の中に生活の余裕ができたような者を見つけると金を貸すよう求められる、これを拒めば投獄され、毎日鞭打たれ、本人または親族が要求額を出すまで釈放されない。出した金は返金されることはない。そのため、平民は家族をギリギリ養えるだけの稼ぎだけをおこない、一見すると怠け者に見えることを指摘している(バード, p.433)。

ロシア帝国アムール州総督官房の公爵ダデシュカリアニは1885年の朝鮮偵察の報告「朝鮮の現況」の中に「朝鮮慣習法の基礎は収奪である(中略)官吏たちは長年培った経験によって、咎めを受けず、目立たぬように民衆からも国庫からも略奪する術を身に着けている(中略)官吏は特に州におけるポストを高く評価する。そこでは監視が緩くなるし、租税の著しい部分を容易に横領することができるからである」と述べている。

1894年(明治27年)の朝鮮に滞在した前述の本間九介は日本の新聞に「官人はみな盗賊」と題する記事を送った(本間, p.28-29.)。その中で、

「ある外国人が韓人に向かって言うのには“あなたの国の官人は、思うがままに一般人民の財貨を奪い取っているようですが、これを見ると、官人はむしろ公盗(公人の盗賊)と称すべきものではないでしょうか。

しかも、公の人間が国民を苦しめているのですから、私盗(一般の盗賊)よりずっと悪質というしかありません。それでは、どうしてこのような官人を殺して、国家の害を取り除こうとしないのですか”。まったくその通りで、今の官人で盗賊でないものはいない。たとえ一人の人間が自分の身を犠牲にして、一人の官人を殺すことができたとしても、その後を引き継いでやってくる官人が、また盗賊なのである。これではどうしようもない。ああ、彼等の境遇は、まったく憐れむべきものだ」と嘆いている。彼は別の記事の「両班」で、両班が官人となって庶民一般に対して苛斂誅求を尽くすことを批判して、故郷の二本松藩が藩士を戒めた石碑が今も残ることを紹介している。「爾俸爾禄, 民膏民脂, 下民易虐, 上天難欺」(お前たちのいただく俸禄は民の汗と脂の結晶である。民は虐げ易いかも知れないが、天を欺くことはできない)というものだ(p.92-93)。

近世日本では幕府や諸藩の役人が農民から過酷な年貢の徴収や賄賂の収受があったと思われるが、各藩は藩の存続・繁栄のため、種々の殖産興業を工夫して領民を富ませ藩財政を豊かにすることにも意をそそいだようだ。農民の生活が成り立たなくなって、田畑を捨てて逃散してしまったりしたら、藩の財政は成り立たなくなるし、大掛かりな一揆を引き起こされたら、幕府から統治能力なしとして改易される懸念もあった。領民が領主への不満を表す一揆がおこったが、天保11年(1840年)に庄内藩で起きた一揆では、国替えを命じた幕府に対して、今までどおり酒井家に統治してほしいと訴えたものもある(天保義民事件)。また、地方の名代官を祀る神社がいくつも建てられたことから、領民に仁政を施した代官も少なくなかったことが知られる。磯田(2012)によると代官の民政を讃える記念碑・顕彰碑、さらに代官を生前から神として祀る生祠が全国で91ヶ所、江戸時代に建てられたものが76ヶ所にのぼるといふ。

外国人による近世日本の記述には近世日本が法治国家であることが強調されている。

「日本の幕府は専制的封建主義の最たるものと呼ぶことができる。しかし同時に、かつて他のどんな国民も日本人ほど、封建的専横的な政府の下で幸福に生活し、繁栄したところはないだろう」(パンペリー, p.71.)(注8)。

「専制主義はこの国では、ただ名目だけで実際には存在しないのである。日本人は誰でも厳重な法律にしばられており、またその法律をよく承知しているが、

また自分がなしうる限度というものを心得ている。いかなる人も、その地位や階級が高いからといって、横暴な振る舞いをしてそのために部下の者が陰謀を企てたりするような傾向に追い込むことは絶対に許さない。(中略)日本ではどんな人でも法の上に立つということはない。これまで述べて来た制度が個人と財産の安全をもたらすためにすべて役立っているのであるが、それはヨーロッパの上流階級にあってはめったに見ることのないことである」(フィッセル, p.86) (注9)。

「正義は広く国中に遵守されている(中略)裁判所ではいつも正義が守られ、訴えは迅速にかつ策略なしに採決される。有罪についてはどこにも釈明の余地はないし、人物によって左右されることもない」(ツェンベリー, p.225) (注10)。

「将軍から最もつまらない役人に至るまで、各人には道徳によって命ぜられ、法律によって定められた人民に対する義務がある。政府は人民に必要な食料を廉価に提供するように努め、買い占めの無いように監督しなければならない。国の元首は人民を“母親の目をもって見”なければならない。元首は人民を助けるために国に平和を与えねばならない。あらゆる序列の貴族は人民に親切・温厚および保護を与える義務がある(中略)、当事者と個人との関係を規律するという意味での公法は、次の二重の勧告に帰する。一方に対しては“服従せよ”, 他方に対しては“善だけを命ぜよ”である。この点から見て、力の保持者は全て庶民に対して連帯的な立場にある。刀を帯びる者は何人でも庶民からの無限の尊敬を要求しなければならない」(ブスケ, p.515-516.) (注11)。

最後に挙げたブスケの見方はずいぶん好意的・理想的に見すぎているかに感じるが、いずれにせよ、朝鮮の庶民のような乱暴な統治を受けている様子は皆無であることはわかる。

ドイツ人医師エルヴィン・フォン・ベルツは明治9年(1876年)にお雇い外国人として来日して27年の間、日本に医学を教授し、さらに宮廷医としても滞日した。日本女性と結婚し日本文化に深い理解をもち、中国・朝鮮等にも人類学の資料収集に出かけている。朝鮮を3回訪問した。3回目の朝鮮の旅は明治36年(1903年)4月から7月まで、友人のドイツ人がベルツの紹介で朝鮮の宮廷医となっていたので、その友人の家に滞在し、各国の外交官や宣教師・医師と交流し朝鮮の現状を色々聞いて居たようだ。孤児院の園児や鉱山労働者の健康診断など彼自身の人類学の資料収集

にも役立ったのではないか。4月27日の日記には「すべてのヨーロッパ人が異口同音に、朝鮮人を極度に腐敗していると称するのを聞くことは全く情けない」と記している。また、7月3日の日記に、朝鮮人は、自体お人よしの国民であるが、無気力の国民と、まったく泥棒のような役人たちに支配されて、半ば滅亡状態にある。彼等に必要なものは、健全な政府である。おそらく国民にとって一番良いのは日本がそのまま引き受けることではないだろうか」と記した(注12)。前述の多くの外国人の見方と一致している。彼は朝鮮滞在中に北部の北鎮というところの雲山鉱山を訪れた。鉱山にはアメリカ人を主とする60人の西洋人、60人の日本人、5000人の清国人、5000人の朝鮮人が働いていたというので、大きな鉱山であることがわかる。利権を認められたこの地域に2万5千~3万の人間が住んでいた。「アメリカ人はここに独立した警察と裁判所などを持って居る」と述べている。「朝鮮人は、他の場所と違ってここでは、苦勞して儲けたお金を役人に奪い取られるようなことがないので、安心している。他では見られない裕福さがいたる所で見られる。草の芽が生えるように、新しい家が建って居る」と注目すべきことを指摘しているのだ。

また、イザベラ・バードは『朝鮮紀行』の19章でロシア領沿海州に移住した朝鮮人の生活を記述している。「ロシア領満州を訪ねた主な目的は、ロシア国旗のもとに安住の地を求めた推定一万人に及ぶ朝鮮人はどうしているか、というずっと気にかかっていた疑問を自分の手で調べて解くことにあった」という。彼女はウラジオストックから南側の港町ポシェットへ上陸し、近郊のいくつかの朝鮮人集落を訪ねた。

「朝鮮本国ではよく目にするあのおどおどした態度が消えている。朝鮮人の特徴である猜疑心、怠惰と慢心、目上への盲従は、きわめて全般的に、アジア的というよりイギリス的な自主性と男らしさに変わってきている。きびきびした動きも変化の一つで、両班の尊大な歩き方や農夫の覇気の無いのらくらぶりにとって代わっている。金を儲けるチャンスはいっぱい有り、儲けてもそれを搾り取る官僚や両班は居ない。ゆとりがあることが外見からばれても、強欲な役人に見つかることも無い。儲けがあってもそれは人の不安材料ではなくて、信用となるのである。働き者は必ず暮らしが楽になる。農夫の多くは裕福で、商売に従事し、手広く契約を結んでいる。」また、「朝鮮に居たとき、私は朝鮮人というのはくずのような民族でその状態は望みなしと考えていた。ところが沿海州でその考えを大

いに修正しなければならなくなった。自らを裕福な農民層に育て上げ、ロシア人警察官やロシア人入植者や軍人から勤勉で品行方正だと素晴らしい評価を受けている朝鮮人はなにも例外的に勤勉家なのでも儉約家なのでもないのである。彼らは大半が飢饉から逃げ出してきた飢えた人々だった。そういった彼等の裕福さや品行の良さは、朝鮮本国において真摯な行政と収入の保護さえあれば、人々は徐々にまっとうな人間になるのではないかという望みを私に抱かせる」。バードはこのように述べ、自国の政府に統治されるよりもロシア国旗の下の方が幸せに暮らしていることを確認したのだ。

ベルツやバードの見聞より少し前のことだが、福沢諭吉も同様のことを述べた。1885年4月のイギリスによる巨文島事件の時である。

当時、英国とロシアがパキスタンで紛争し、東北アジアでもまたお互い権益を争っていた。英国海軍はロシアが不凍港を求めて、朝鮮東岸を占領し、ひいては朝鮮全土を併合しようとしていると警戒し、済州島と朝鮮南岸の中間点にある巨文島を占領し2年ほど居座った(巨文島事件)。英国は巨文島に3隻の軍艦を派遣し、兵舎の建設、井戸の掘削、港(ポート・ハミルトンと呼ばれた)の建設、砲台設置、病院の建設、さらに上海との間の海底電線の敷設が行われた。ここを「第二の香港」にする計画だったという。島民は総動員体制で建設作業に従事し賃金の支払いを受けた。病人やけが人が出ると軍医によって診察・治療が受けられた。雲山鉦山と同じく、住民の金を横取りする役人は来ない。全くのへき地が近代文明に浴する先進地域になったのだ(中村, 1994)。福沢諭吉は以前から朝鮮の開化派に協力し、留学生を慶応義塾に引き受け、弟子の井上角五郎を派遣して、日本の漢字仮名交じり文にならって漢字ハングル混じりの表記での漢城旬報を発行させるなどの活動をしていた。しかし、急進開化派が明治維新に倣って企てた甲申政変が清国の介入によって挫折した。日本の軍力では清国やロシアに対抗する力はまだ無いとされていた。福沢は明治18年8月13日の時事新報に「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」との不穏当な題名の社説を出して政府より一週間の発行停止処分を受けた。その社説の内容は前述のベルツの雲山鉦山での見聞と通じるところがあるのだ。

「今、朝鮮のありさまを見るに王室無法、貴族の跋扈、税法紊乱して私有の権なし、政府の法律不完全にして無辜の民を殺し、貴族士族の輩が私利私欲で人

を拘置し殺傷すれども訴へるに由なし。」と朝鮮の国情を述べ、支配層は各種利権をロシアなどの外国に売り渡して私腹を肥やすだけであるので、「亡国の民たるは楽しまずと雖も、強大文明国の保護を被り、せめて生命と私有とのみを安全にするは不幸中の幸いならん。手近に一証あり。英人巨文島を占領支配し、英国の法を施行す。工事あれば島民を使役して賃金を払ひ、犯罪人あれば処罰す。すでに青陽県管内巨文島の人民700名は仕合せ者なりと他に羨まる程なり」と述べて、巨文島の住民のように、朝鮮全体が英国の保護国になったほうが国民のためにはよいのではないか、というのだ。

大著『西洋人の見た朝鮮』の著者金学俊は、朝鮮王朝の滅亡の原因について、韓国歴史学界に内因論と外因論という相対立する見解があるとする。「朝鮮後期に指導層の腐敗と無能力に国民の怠惰と無気力が加わり内部的に国はすでに崩れていた」というのが内因論である。一方、外因論によれば「朝鮮後期に至って資本主義が芽生え始め、近代国家として立ち上がる素地を築きつつ内発的発展の道を歩んでいた。しかし、帝国主義列強が朝鮮を巡って角逐を繰り返す状況で、最後に勝利した日本が武力で朝鮮を併合した」というのだ。金学俊は客観的に李朝末期の外国人の見た朝鮮の記録を広く見ていくと、「内因論にもそれなりの根拠があることを認めざるを得なくなった」(p.21)と述べている。

4：嘘について

今回取り上げた朝鮮社会の特徴の中で、「嘘」は他の特徴と密接に関連している。刑罰のところで見たように、誣告や讒言が横行し、事実と違う虚偽がまかり通るのは刑罰の問題であると同時に不正・腐敗の問題だ。また、李榮薫ソウル大学元教授らの執筆した『反日種族主義』および『反日種族主義との闘争』で指摘されているように、真実でない記述が多い歴史教科書で反日感情を植え付けてきたことも重大な間違いといえよう。韓国人の反日感情は実際に日本の統治を経験した世代よりも、戦後生まれの世代の方がより強い(例えば、呉善花, 2012)ようだ。2013年5月、ソウル中心部の宗廟市民公園で起きた老人撲殺事件は象徴的だ。被害者の95歳の朴さんという男性は27歳まで日本統治を経験した人物だった。酒に酔った黄某という37歳の男性は老人が「日本統治はよかったとワシは思うよ」と語るのを聞いて逆上、老人の杖を奪い取

ると、老人の頭部を滅多打ちにして殺害したのだった(世界日報2013. 5. 12)。最近、日本の雑誌での対談で李大根成均館大学名誉教授は「いま韓国では歴史と真摯に向き合うことを拒否する考え方が広がっています。中国と同様、我々韓国にも昔から国家、民族、家門の利益のためには虚偽、歪曲、ねつ造も許されるという、“倫理観”があります。私はこうした状況に強い危機感を抱いています。」と述べたが、上の事件の加害者は韓国の偽りの歴史を教育された被害者ともいえよう。河永輝(2008)は「歴史的知識とは何よりもまず事実に基づいて形成されねばならない。しかし、実際には恣意的に再構成される場合が少なくない。私たちが常識的に受け入れていたり、あるいは広く普及している歴史的知識の中には、虚構に満ちたものが意外に多い」と警告している。

エドワード・ルトワック(米国戦略国際問題研究所上級顧問)は「韓国よ、歴史の真実を学べ」と題する評論を書き、また近著『ルトワックの日本改造論』の第1章でも同じ趣旨の発言をしている。彼は韓国こそ、「苦渋に満ちた歴史の再評価をしなければ日韓関係の改善はない」という。彼は、ヨーロッパにおける例を上げている。第二次大戦中、オランダはドイツの召使のように協力した。そのため戦後30年間ほど反独感情が強かった。オランダでは「ドイツ人お断り」の張り紙を出す宿が目立った。ドイツのNATO加盟にさえ反対した。オランダは戦後二つの虚偽を公式見解にしていた。一つは、戦時中にほとんど反独レジスタンス運動は無かったのに、話を膨らませて大々的に抵抗していたかのように装ったこと。第二に、対独協力は個別のケースでは存在していたが、政府ぐるみでは存在しなかったとしていた。しかし、オランダでは「苦渋に満ちた歴史の再評価」がおこなわれ、父祖の時代の歴史の真実を掘り起こして真実の歴史へ立ち返っている。韓国における李栄薫ほかの『反日種族主義』の発刊とそれが多くの読者を獲得したことはルトワックが韓国に期待するところに一歩近づいてきたように思えて希望を抱かせるものである。

注1：米国人大学生オットー・ワームビアは2015年末から翌年1月の北朝鮮へのツアーに際して宿泊したホテルに掲示されていたプロパガンダのポスターをはがして持ち帰ろうとして空港で逮捕され、労働教化刑15年を宣告された。2017年6月、昏睡状態のまま帰国、直後に死亡した。この事件によって北朝鮮で拷問が行われているこ

とが国際的に注目された。

注2：ポーランド人ヴァーツラフ・セロシェフスキはロシア王立地理協会の東アジア探検隊の一員として1903年10月、朝鮮(当時は大韓帝国)に1ヶ月滞在した。著書が韓国語に訳されている。

注3：江戸時代の日本でも一部に奴刑というのが存在した。庶民の女子に限っておこなわれ、遊里などに無給で働かせる刑罰であった。朝鮮のように政府の高官の妻や娘が奴刑をうけるというようなことはなかった。

注4：ジョージ・ウィリアム・ギルモアは米国長老教会所属の牧師だった。朝鮮王朝が初めての西洋式学校として設立した育英公苑の教師として1886年7月に赴任、3年間滞在した。金学俊は「朝鮮を深く理解した」と評価している(p.252)。

注5：ホレイス・グラント・アンダーウッドは1859年ロンドン生まれだが、家族で米国に移住、1885年に長老教会の宣教師として赴任した。妻のリリアスも長老派教会の医療宣教団の医師として朝鮮に赴任し、結婚したのだった。夫婦とも長期にわたり朝鮮で活動し著書を残している。

注6：パターンソンは朝鮮において18世紀後半に蔚山の3つの地域で奴隷の人口が顕著に減少したのは全国的な傾向であるが、朝鮮の奴隷制が廃止されたのは20世紀に日本によって占領されてからである、と注記している(p.746)。

注7：李栄薫(2019)によれば17世紀の朝鮮における各地方の役所に隷属する妓生が20~30人居て、多いところでは100人を越すところもあり、全国で1万人に達していた。彼女らは出張して来た役人の寝室に入り性的慰安を提供する役を担っていた。具体的には1644年に科挙の武科に合格した蔚山の朴就文という武官が故郷を出発し咸鏡道に赴任して書き残した1年5ヶ月の間の日記に、彼と床を共にした女性たちの名前と事情が詳しく記載されているという。

注8：パンペリー(Raphael W. Pumpelly,1837-1923年)、米国の地質学者・鉱山技師。文久2年(1862年)、江戸幕府の要請により来日。北海道南部の地質調査、火薬を使った採掘法、新式の精錬法を伝えた。1866-73年、ハーヴァード大学教授。

注9：フィッセル(Johan Frederick van Overmeer Fischer,1800-1848年)、9年間(1820-29年)、

長崎出島のオランダ商館に勤務した。

注10：ツェンペリー(Carl Peter Thumberg,1743-1828年), スウェーデンの医師・植物学者。長崎オランダ商館の医師として安永4年(1775年)8月来日, 翌年の商館長の江戸参府に随行, 多くの蘭学者を指導した。スウェーデンに帰国後, 母校ウプサラ大教授・学長を勤めた。日本語で姓が「ツベルク」と表記されることもある。スウェーデン語で「トゥーンベリ」に近いという。

注11：ブスケ(George Hilaire Bousquet,1846-1937年), フランスの弁護士, お雇い外国人として明治5~9年滞日。司法省で法学を講じた。

注12：ベルツは「朝鮮, その始まりから終焉まで」という記事をフランクフルト新聞に4回に分けて載せた。その末尾のほうで, 「朝鮮が独立を失ったことは痛ましい限りだが, 長い目で見れば, 自国の君主より日本の支配を受ける方が国民にはよいだろう」(ベルツ, 2001,p.212)と述べている。

文献等

- 磯田道史(2012)『さかのぼり日本史⑥江戸“天下泰平の礎”』NHK出版
- 小川隆章(2019)「H・ハメル『朝鮮幽囚記』に関する考察」環太平洋大学紀要第13号, p.99-105.
- 小川隆章(2020)「H・ハメル『朝鮮幽囚記』に見られる朝鮮社会の4つの特徴」環太平洋大学紀要第15号 p.19-28.
- 河永輝(2008)「火旺山城の記憶——神話となった義兵士への再照明」鄭杜熙・編著(小幡倫裕・訳)『壬辰戦争——16世紀日・朝・中の国際戦争』明石書店 p.129-163.
- 姜在彦(1992)『ソウル』文芸春秋
- 金学俊(金容権・訳)(2014)『西洋人の見た朝鮮・李朝末期の政治社会風俗』山川出版社
- 金奉鉉(1995)『秀吉の朝鮮侵略と義兵闘争』彩流社
- 呉善花(2014)『虚言と虚飾の国・韓国』WAC出版
- ダデシュカリアニ(1992)「朝鮮の現況1885年」ゲ・デ・チャガイ編(井上紘一・訳)『朝鮮旅行記』平凡社東洋文庫 p.65-119.
- ツェンペリー,C.P.(高橋文・訳)(1994)『江戸参府随記』平凡社東洋文庫
- 中村均(1994)『巨文島につぼみ村・海に浮かぶ共生の風景』中公新書
- 貫井正之(1992)『秀吉と戦った朝鮮武将』六興出版
- 貫井正之(1998)「豊臣政権の朝鮮侵略と朝鮮義兵闘争」金洪圭・編著『秀吉・耳塚・四珀年, 豊臣政権の朝鮮侵略と朝鮮人民の闘い』雄山閣出版 p.3-22.
- パターンソン, O.(奥田暁子・訳)(2001)『世界の奴隷制の歴史』明石書店
- ハメル,H.(生田滋訳1994)(原著は1669年)『朝鮮幽囚記』平凡社東洋文庫
- パンペリー,R.(伊藤尚武・訳)(1982,原著は1871年)「日本踏査紀行」『シュリーマン&パンペリー日本中国旅行記・日本踏査紀行』雄松堂出版
- フィッセル,F.O.(庄司三郎・沼田次郎・訳)(1978)『日本風俗備考(1)』平凡社東洋文庫
- 藤居信雄(1982)『李舜臣覚書』古川書房
- ブスケ, G.H.(野田良之・久野桂一・訳)(1977)『日本見聞記録2』みすず書房
- ベルツ, E.(菅沼竜太郎・訳)(1979)『ベルツの日記(上)』岩波文庫
- ベルツ, E.(若林操子ほか訳)(2001)『ベルツ日本文化論』東海大学出版会
- 本間九介(C・W・A・スピルマン監修解説)(2016)『朝鮮雑記・日本人が見た1984年の朝鮮』祥伝社
- 宮嶋博史(1995)『両班・李朝社会の特権階層』中央公論社
- 李栄薫ほか(2019)『反日種族主義』文芸春秋
- 李栄薫ほか(2020)『反日種族主義との闘争』文芸春秋
- 李大根(2020)「徴用工に日本が補償する道理はない・韓国人学者の直言・日本は資産10兆円を譲った」文芸春秋 9月号 p.142-149.
- リュードルフ,F.A.(中村 昶・小西四郎・訳注)(1984,原著は1857年)『グレッタ号日本通商記』雄松堂出版
- 梁永厚(2004)「近世朝鮮の白丁と奴婢・・・経国大典を基に」沖浦和光ほか編『アジアの身分制と差別』解放出版社 p.79-101.
- 林鍾国(1987)『ソウル城下に漢江は流れる—朝鮮風俗史夜話』平凡社
- ルトワック, E.(奥山真司・訳構成)(2019a)「韓国よ, 歴史の真実を学べ」Hanada-12月号, p.34-43.
- ルトワック, E.(奥山真司・訳)(2019b)『ルトワックの日本改造論』飛鳥新社